

Volume 4

アベノミクス第三の矢「成長戦略」における税制措置

KPMG 税理士法人 タックス・テクニカルセンター

パートナー 村田 美雪

マネジャー 山崎 沙織

2013年10月1日、日本政府は2014年4月1日から消費税率を5%から8%へ予定どおり引き上げることを正式に決定するとともに、『民間投資活性化等のための税制改正大綱』（同日、与党より公表）に基づき、投資減税措置等の政策税制を実施することを表明しました。

通常、税制改正大綱は年度ごとに年末に公表されますが、消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、『民間投資活性化等のための税制改正大綱』は、『日本再興戦略』（アベノミクスの第三の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」に関する3つのアクションプランを示すもの）に盛り込まれている民間投資を活性化させるための税制措置として、通常の年度ごとの改正大綱とは切り離して、前倒しで公表されました。

本稿では、『民間投資活性化等のための税制改正大綱』で示された主な政策税制の内容を、執筆時（2013年12月5日）における情報をもとにお知らせいたします。なお、大綱は改正案の概要を示すものであり、改正の詳細は、改正法案の公表（1月下旬から2月初旬に国会に提出される見込み）ならびに法律および政省令の公布（3月末に公布される見込み）を待たなければなりません。また、今後の国会審議等によりその内容に変更が生じる可能性がありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

【ポイント】

- 2013年度税制改正において創設された「所得拡大促進税制」について、企業にとってより使いやすいものとし、企業による賃金の引上げを強力に促すものにするため、計画的・段階的に賃上げをしていく企業を支援する仕組みに改めるとともに、企業の従業員構成の多様化に対応する要件緩和を行うことが予定されている。
- 企業の設備の老朽化・劣化がもたらす生産性の伸び悩みを打破するため、生産性の高い先端的な設備や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却または税額控除を認める「生産性向上設備投資促進税制」が創設される。
- 地域経済および雇用を支える中小企業の一層の活躍を支援するため、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、「生産性向上設備投資促進税制」の対象となる設備について、即時償却または税額控除ができるよう拡充すること等の措置が設けられる。また、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の適用期限を2年間延長することが予定されている。
- 日本の成長の源泉である研究開発投資の拡大を一層加速化させるため、増加型の措置を拡充し、増加率に応じて控除率を引き上げる仕組みに改めることが予定されている。
- 同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編を行う企業のリスク負担に備えるため、投資損失準備金の積立てを認める「事業再編促進税制」が創設される。



むらた みゆき
村田 美雪

KPMG 税理士法人
タックス・
テクニカルセンター
パートナー



やまざき さおり
山崎 沙織

KPMG 税理士法人
タックス・
テクニカルセンター
マネジャー

- ベンチャーファンドを通じた企業の投資を促進するため、その損失リスクに備えるための投資損失準備金の積立てを認める「ベンチャー投資促進税制」が創設される。

I はじめに

安倍政権は、デフレからの早期脱却と経済再生の実現を目指し、アベノミクスの「三本の矢」を掲げ、経済政策に取り組んでおり、2013年6月14日には、第三の矢である「民間投資

を喚起する成長戦略」に関する3つのアクションプランをとりまとめた『日本再興戦略』を閣議決定しています(図表1参照)。この『日本再興戦略』では、緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)として、①過少投資、過剰規制、過当競争の3つの歪みを根本からは正すること、②今後5年間で「緊急構造改革期間」とし集中的に取り組むことおよび③今後3年間で

図表1 アベノミクスの三本の矢

第一の矢	大胆な金融政策		
第二の矢	機動的な財政政策		
第三の矢	民間投資を喚起する成長戦略		
	『日本再興戦略』 (2013年6月14日閣議決定)で 示された3つのアクションプラン	日本産業再興プラン	・緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進) ・雇用制度改革・人材力強化 ・科学技術イノベーションの推進 ・世界最高水準のIT社会の実現 ・立地競争力のさらなる強化 ・中小企業・小規模事業者の革新 民間投資活性化等のための 税制改正大綱
		戦略市場創造プラン	
		国際展開戦略	

図表2 『民間投資活性化等のための税制改正大綱』における主な税制措置(本稿で紹介するもの)

税制措置	趣 旨	適用期間	産業競争力強化法
1. 法人実効税率の引下げ (復興特別法人税の前倒し廃止)	企業の国際競争力や立地競争力の強化 (検討課題(12月中に結論を得る))		
2. 所得拡大促進税制の拡充	2013年度改正で導入された制度を、企業にとってより使いやすいものとし、企業による賃金の引上げを強力に促す	5年	
3. 生産性向上設備投資促進税制の創設	企業の設備の老朽化・劣化がもたらす生産性の伸び悩みを打破する	3年	○
4. 中小企業投資促進税制の拡充	地域経済および雇用を支える中小企業の一層の活躍を支援する	3年	○ (一部)
5. 試験研究費の税額控除の拡充	日本の成長の源泉である研究開発投資の拡大を一層加速化させる	3年	
6. 事業再編促進税制の創設	同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編を行う企業のリスク負担に備える	準備金の積立期間: 最長10年間 (認定期間:3年間)	○
7. ベンチャー投資促進税制の創設	ベンチャーファンドを通じた企業の投資を促進する	準備金の積立期間: 10年間 (認定期間:3年間)	○

「集中投資促進期間」とし国内投資を促進することが掲げられています。

さらに、2013年10月1日には、消費税率を5%から8%へ予定どおり引き上げることが正式決定されるとともに、『民間投資活性化等のための税制改正大綱』（以下「民間投資大綱」）が公表され、『日本再興戦略』に基づく民間投資を活性化させるための税制措置が具体的に示されました。

図表2は本稿で紹介する税制措置をまとめたものですが、民間投資を活性化することを趣旨とし、「集中投資促進期間」である3年間に焦点を当てたものが多く見受けられます。

なお、本稿で紹介する税制措置のなかには、産業競争力強化法の施行を前提としている制度があり、図表2の「産業競争力強化法」の欄に○印をつけて示しています。産業競争力強化法は、アベノミクスの第三の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」に関連する新しい法律で、2013年12月4日に成立し、2014年1月下旬に施行されることが期待されています。

産業競争力強化法の主な内容は以下のとおりです。

(1) 規制改革を強力に推進するための制度の新設	- 企業単位で規制の特例措置を適用する制度 - グレーゾーン解消制度
(2) 産業の新陳代謝の促進を図る措置	- ベンチャー企業の成長支援 - 企業組織再編を支援する措置（企業の経営資源の切出または統合によるシナジーの実現等） - リスクの高い先端設備投資を促進するための措置
(3) 中小企業の活力の再生	- 地域での創業の促進 - 中小企業の事業再生の支援強化

（産業競争力強化法の施行に伴い、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（いわゆる「産活法」）は廃止されますが、産活法に定められた措置のうち一定のものは、見直されたうえで、産業競争力強化法に盛り込まれる）

本稿では、産業競争力強化法の内容は臨時国会に提出された法案を参考としていますが、その詳細は今後公布される同法の政省令等により明らかとされます。

Ⅱ 税制措置

1. 法人実効税率の引下げ （復興特別法人税の前倒し廃止）

民間投資大綱には、東日本大震災の復興財源に充てるために導入された復興特別税（復興特別法人税および復興特別所得税）のうち、法人（内国法人および外国法人）に対して課せられる復興特別法人税の1年前倒しでの廃止を検討する旨が盛り込まれました。廃止の検討は、12月中に結論を得ることとされていましたが、2013年12月5日、政府は『好循環実現のための経済対策』を公表し、復興特別法人税を1年前倒しで廃止することを明らかにしました。今後、必要な法律改正が行われることにより、確定することになります。

復興特別法人税が1年前倒しで廃止された場合、復興特別税の課税期間および法人税の実効税率は図表3および図表4のようになることが見込まれます。

図表3 復興特別税の課税期間

	課税標準 × 税率	課税期間	
		現行法	改正案
復興特別法人税	各事業年度の法人税額 × 10%	2012年4月1日から 2015年3月31日までの 期間内に開始する事業年度 (3年間)	2012年4月1日から 2014年3月31日までの 期間内に開始する事業年度 (2年間)
復興特別所得税	所得税額 (源泉所得税額を含む) × 2.1%	2013年1月1日から 2037年12月31日 (25年間)	改正なし

図表4 法人税実効税率

	2014年3月31日までに開始する事業年度	2014年4月1日以後に開始する事業年度
法人税	25.5%	25.5%
復興特別法人税	2.55% (25.5% × 10%)	—
地方法人特別税	4.292%	4.292%
事業税	3.26%	3.26%
住民税	5.28% (25.5% × 20.7%)	5.28% (25.5% × 20.7%)
合計	40.882%	38.332%
実効税率(*)	38.01% (40.882% × 100/107.55)	35.64% (38.332% × 100/107.55)

(*) この実効税率は、地方法人特別税および事業税が損金算入されることを考慮し、期末資本金の額が1億円を超える法人に対する東京都の現行税率を用いて計算している

2. 所得拡大促進税制の拡充

3年間（2013年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する各事業年度）の時限措置として2013年度税制改正で導入された所得拡大促進税制（図表5参照）について、適用要件を緩和し、適用期限を2年間延長することが予定されています。

（1）給与等支給額の増加割合の改正

基準事業年度と比較して給与等支給額を5%以上増加させることが求められている図表5の要件（i）について、その増加割合が図表6のように緩和されます。

（2）平均給与等支給額の要件の見直し

高齢者の退職と若年者の採用等により平均給与が減少する事情に配慮し、図表5の要件（iii）が図表7のように見直されます。

（3）適用時期

上記の改正は、2014年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。なお、経過事業年度（2013年4月1日以後に開始し、2014年4月1日前に終了する事業年度で改正前の制度の適用を受けていない事業年度）において改正後の要件をすべて満たす場合には、その経過事業年度について改正後の規定を適用して算出される税額控除相当額を、2014年4月1日を含む事業年度の税額控除額に上乗せして法人税額から控除できる（控除上限額についても、経過事業年度の期間に応じて上乗せされる）こととされており、実質的に、2013年4月に遡って適用される見込みです。

図表5 所得拡大促進税制（現行）の概要

適用期限	2013年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する各事業年度
対象者	青色申告法人
要件	(i) 当期の給与等支給額 ^{(*)1} ≥ 基準事業年度 ^{(*)3} の給与等支給額 × 105%
	(ii) 当期の給与等支給額 ≥ 前期の給与等支給額
	(iii) 当期の平均給与等支給額 ^{(*)4} ≥ 前期の平均給与等支給額
税額控除	(当期の給与等支給額 − 基準事業年度の給与等支給額) × 10% (当期の法人税額の10%（中小企業者等 ^{(*)5} については20%）が限度)

(*)1 給与等支給額

国内雇用者^{(*)2}に対する給与等の支給額で、各事業年度の法人の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

(*)2 国内雇用者

法人の使用者（役員の特殊関係者および使用者兼務役員を除く）のうち、その法人の国内の事業所に勤務する雇用者として、労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者

(*)3 基準事業年度

2013年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度

(*)4 平均給与等支給額

国内雇用者に対する給与等支給額から日々雇入れられる者に係る金額を控除した金額の平均値

(*)5 中小企業者等

● 期末資本金の額が1億円以下の法人（ただし、(i)発行済株式の総数の1/2以上が同一の大規模法人（資本金の額が1億円を超える法人等）に所有されている法人、(ii)発行済株式の総数の2/3以上が大規模法人に所有されている法人を除く）

● 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

図表6 給与等支給額の増加割合の改正

適用年度	現行法	改正案
2015年4月1日前に開始する事業年度	当期の給与等支給額 $\geq$ 基準事業年度の給与等支給額 $\times 105\%$	当期の給与等支給額 $\geq$ 基準事業年度の給与等支給額 $\times 102\%$
2015年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する事業年度		当期の給与等支給額 $\geq$ 基準事業年度の給与等支給額 $\times 103\%$
2016年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する事業年度		当期の給与等支給額 $\geq$ 基準事業年度の給与等支給額 $\times 105\%$

図表7 平均給与等支給額の要件の見直し

	現行法	改正案
要件	当期の平均給与等支給額 $\geq$ 前期の平均給与等支給額	当期の平均給与等支給額 $>$ 前期の平均給与等支給額
平均給与等支給額の算定	国内雇用者に対する給与等支給額から日々雇入れられる者に係る金額を控除した金額の平均値	継続雇用者に対する給与等 ^(*) の 支給額の平均値

(*) 継続雇用者に対する給与等

当期および前期において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等（ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等を除く）

3. 生産性向上設備投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行日から2017年3月31日までの間に、生産等設備^(*)を構成する生産性向上設備等（「先端設備」および「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」として産業競争力強化法に規定されるもの）のうち取得価額要件を満たすものの取得等をして国内の事業の用に供した場合には、特別償却または税額控除を選択適用することができることとされます（図表8～図表11参照）。

(*) 生産等設備

その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品および福利厚生施設等は除かれる。

2013年度税制改正においても、設備投資を促進するために「生産等設備投資促進税制」が導入されましたが、特別償却または税額控除の対象となる資産が機械装置に限定されていたので、制度を適用できる法人は製造業を営む法人が中心でした。今回新たに導入される制度は、非製造業による活用がより多く期待されます。

なお、2014年3月31日以前に終了する事業年度において、産業競争力強化法の施行日から2014年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、2014年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額または税額控除相当額の償却または控除ができることとされています。

図表8 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

設備	生産性向上要件
1. 機械装置 2. 工具 3. 器具備品 4. 建物 5. 建物附属設備 6. 構築物 7. ソフトウェア	経済産業局の確認を受けた投資計画 ^(*) における投資利益率（ROI）が15%以上（中小企業者等については、5%以上）であること

(*) 経済産業省の資料「民間投資活性化等のための経済産業関係税制改正の概要」によると、「申請者が作成する簡素な設備投資計画を会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認」することとされている

図表9 先端設備

設備		設備要件 (*1)	
減価償却 資産の種類	対象となるものの用途・細目 (4. および 6. 以外の資産に係る下記の用語は、耐用年数 省令の別表第 1 (耐用年数表) とほぼ同様)	最新モデル要件 (下記の期間内に販売開 始されたもので、最も新し いモデルであること (*2))	生産性向上要件
1. 機械装置	(限定なし)	10 年以内 (*3)	旧モデル比で生産 性 (単位時間当た りの生産量、精度、 エネルギー効率等) が年平均 1% 以上 向上するものである こと
2. 工具	ロール	4 年以内	
3. 器具備品 (ホ. は中小企業者等が 取得するものに限る)	イ. 陳列棚および陳列ケースのうち、冷凍機付または冷蔵機付のもの ロ. 冷房用または暖房用機器 ハ. 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気 またはガス機器 ニ. 氷冷蔵庫および冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) ホ. 電子計算機 (サーバー (ソフトウェア (OS) を同時に 取得するものに限る) に限る) ヘ. 試験または測定機器	6 年以内	
4. 建物	断熱材および断熱窓	14 年以内	
5. 建物附属設備	イ. 電気設備 (照明設備を含む) のうちその他のもの ロ. 冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ハ. 昇降機設備 ニ. アーケードまたは日よけ設備 (ブラインドに限る) ホ. 上記以外のその他のもの (日射調整フィルムに限る)		
6. ソフトウェア (中小企業者等が取得 等をするものに限る)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示 機能を有するもの	5 年以内	(なし)

(*1) 経済産業省の資料「民間投資活性化等のための経済産業関係税制改正の概要」によると、「各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認」することとされている

(*2) 販売開始年度が、取得等をする年度およびその前年度であるモデルを含む

(*3) 中小企業者等 (*4) が取得等をするソフトウェア組込型機械装置については、10 年以内に販売が開始された最新モデルの 1 つ前のモデルも含まれる

(*4) 中小企業者等の範囲は大綱において示されていないが、上記「2. 所得拡大促進税制の拡充」における中小企業者等の範囲と同様であると考えられる

図表10 取得価額要件

設備	取得価額
1. 機械装置	● 1 台または 1 基の取得価額が 160 万円以上
2. 工具	● 1 台または 1 基の取得価額が 120 万円以上
3. 器具備品	● 1 台または 1 基の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上
4. 建物	● 一の取得価額が 120 万円以上
5. 建物附属設備	● 一の取得価額が 120 万円以上 ● 一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上
6. 構築物	● 一の取得価額が 120 万円以上
7. ソフトウェア	● 一の取得価額が 70 万円以上 ● 一の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 70 万円以上

図表11 生産性向上設備投資促進税制

以下のいずれかの 選択適用	産業競争力強化法の施行日から 2016年3月31日までの間に取得等をしたもの		2016年4月1日から 2017年3月31日までの間に取得等をしたもの	
	建物および構築物以外	建物および構築物	建物および構築物以外	建物および構築物
特別償却	対象資産の取得価額－普通償却限度額 (即時償却)		対象資産の取得価額 × 50%	対象資産の取得価額 × 25%
税額控除 (当期の法人税額の 20%が限度)	対象資産の取得価額 × 5%	対象資産の取得価額 × 3%	対象資産の取得価額 × 4%	対象資産の取得価額 × 2%

4. 中小企業投資促進税制の拡充

青色申告書を提出する中小企業者等（「2. 所得拡大促進税制の拡充」における中小企業者等の範囲と同様）に係る投資促進税制が、以下のとおり拡充されます。

(1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除

中小企業者等が指定期間内に特定機械装置等の取得等をし、これを国内の一定の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において特別償却または税額控除を選択適用することができることとされていますが、その制度が図表12に示すように拡充されます。

なお、2014年3月31日以前に終了する事業年度において、産業競争力強化法の施行日から2014年3月31日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合には、2014年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額または税額控除相当額の償却または控除ができることとされています。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を2014年3月31日までに取得等し、事業の用に供した場合には、損金経理を要件として、年間300万円まで、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できることとされていますが、この制度の適用期限が、2016年3月31日まで2年間延長される予定です。

図表12 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除

		現行法	改正案	
指定期間		1998年6月1日から2014年3月31日	2017年3月31日まで3年間延長	
特定機械装置等		イ. 機械装置 (取得価額: 160万円以上) ロ. 一定の工具および器具備品 (取得価額: 120万円以上) ハ. 一定のソフトウェア (取得価額が70万円以上) ニ. 貨物自動車 (車両総重量が3.5トン以上) ホ. 内航海運業の用に供される船舶等	同左	同左 ただし、以下の要件を満たすもの ・ 産業競争力強化法の施行日から2017年3月31日までに取得等 ・ 「3. 生産性向上設備投資促進税制の創設」の生産性向上設備等に該当
特別償却		対象資産の取得価額 ^(*) × 30%	同左	対象資産の取得価額－普通償却限度額 (即時償却)
税額控除	資本金 3,000万円以下	対象資産の取得価額 ^(*) × 7%	同左	対象資産の取得価額 × 10%
	資本金 3,000万円超	税額控除の適用なし	同左	対象資産の取得価額 × 7%

(*) 「ホ. 内航海運業の用に供される船舶」については、取得価額の75%

5. 試験研究費の税額控除の拡充

試験研究費の税額控除制度のうち時限措置である上乗せ税額控除について、適用期限を3年間延長したうえで、増加型税額控除につき増加割合に応じて控除割合が増加する仕組みに改正することが予定されています。改正の概要は図表13のとおりです。

6. 事業再編促進税制の創設

(1) 特定事業再編投資損失準備金

産業競争力強化法の制定に伴い、特定事業再編計画の認定を受けた法人が、その特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社の特定株式等を取得した場合において、その特定株式等の価格の低落または貸倒れによる損失に備えるため、特定事業再編投資損失準備金を積み立てたときは、

図表13 試験研究費の税額控除

	現行法		改正案	
恒久措置	【総額型税額控除】		改正なし	
	(1) 税額控除額 試験研究費の総額 × 8 ~ 12%			
	(2) 税額控除の上限 法人税額 × 20% (2013年4月1日から2015年3月31日までの間に開始する各事業年度については、30%)			
時限措置	【上乗せ税額控除】 適用期限：2014年3月31日までに開始する事業年度		適用期限：2017年3月31日までに開始する事業年度 (3年間延長)	
	(1) 税額控除額 (①または②)			
	① 増加型 ^{(*)1}	増加試験研究費 ^{(*)2} × 5%	5% < 増加割合 ^{(*)4} < 30%	増加試験研究費 × 増加割合
			30% ≤ 増加割合	増加試験研究費 × 30%
	② 高水準型	(試験研究費 - 平均売上金額 × 10%) × 超過税額控除割合	改正なし	
	(2) 税額控除の上限 法人税額 × 10%		改正なし	

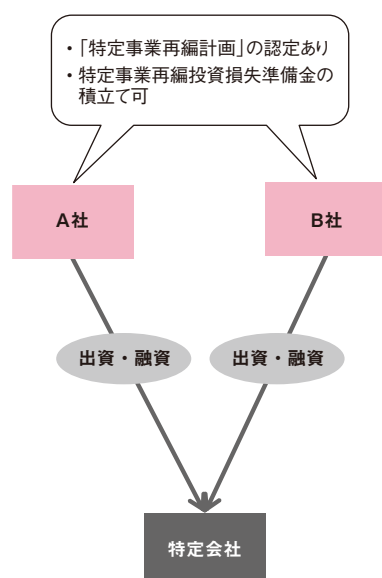
(*)1 増加型税額控除：当期の試験研究費の額が基準試験研究費（当期前2年以内に開始した各事業年度の試験研究費のうち最も多い金額）を超える場合に適用される

(*)2 増加試験研究費：当期の試験研究費から比較試験研究費^{(*)3}を控除した残額

(*)3 比較試験研究費：当期前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の平均値

(*)4 増加割合：増加試験研究費の比較試験研究費に対する割合

図表14 特定事業再編投資損失準備金 - 事例



産業競争力強化法(案)	
特定事業再編計画 (産業競争力強化法(案)26)	特定事業再編を実施しようとする二以上の事業者が作成する、その特定事業再編に関する計画 (特定事業再編による生産性および財務内容の健全性の向上の程度を示す指標等を記載する)
特定事業再編 (産業競争力強化法(案)2⑫)	事業再編のうち、二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、その二以上の事業者のそれぞれの事業の生産性を著しく向上させることを目指したもので、次のいずれにも該当するもの 一 その二以上の事業者のそれぞれの完全子会社間の新設合併・吸収合併、その二以上の事業者が共同して行う新設分割等 二 「特定会社」(一により設立された会社等)が、国内外における新たな需要を相当程度開拓するもの
事業再編 (産業競争力強化法(案)2⑪)	事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動で、次のいずれにも該当するもの 一 合併、分割等 二 経営資源を活用して行う事業の分野または方式の変更(新商品の開発・生産により、商品の構成を相当程度変化させること等)

その積立てを税務上認めることとする制度が設けられます。事業の切出し・統合を行う企業に対して、出資した金額および貸し付けた金額の損失リスクを準備金制度で手当てすることにより、事業再編を促進することを目的としています。

具体的な制度の内容は図表14および図表15に示すとおりです。

この準備金は、その積立期間終了の日を含む事業年度の翌事業年度から5年間で、以下の金額を取り崩し、益金に算入することとなります。

取崩し額	その積立期間終了の日を含む事業年度終了の時に おける準備金残高	×	各事業年度の月数 60
------	------------------------------------	---	----------------

この制度は、2014年4月1日以後に終了する事業年度について適用される予定です。なお、2014年4月1日前に終了する事業年度において、産業競争力強化法の施行日から2014年3月31日までの間に特定株式等の取得をした場合には、2014年4月1日を含む事業年度においてその準備金相当額の損金算入が認められます。

(2) 登録免許税

産業競争力強化法の施行日から2016年3月31日までの間に、同法に規定する事業再編計画、特定事業再編計画または中小企業承継事業再生計画の認定を受けた認定事業者等が、これらの計画に基づいて行う株式会社の設立や不動産の取得等に係る登録免許税の税率は、図表16のように軽減されることとなります。これは、現行の産活法上の認定を受けた場合の軽減措置と同様のものです。

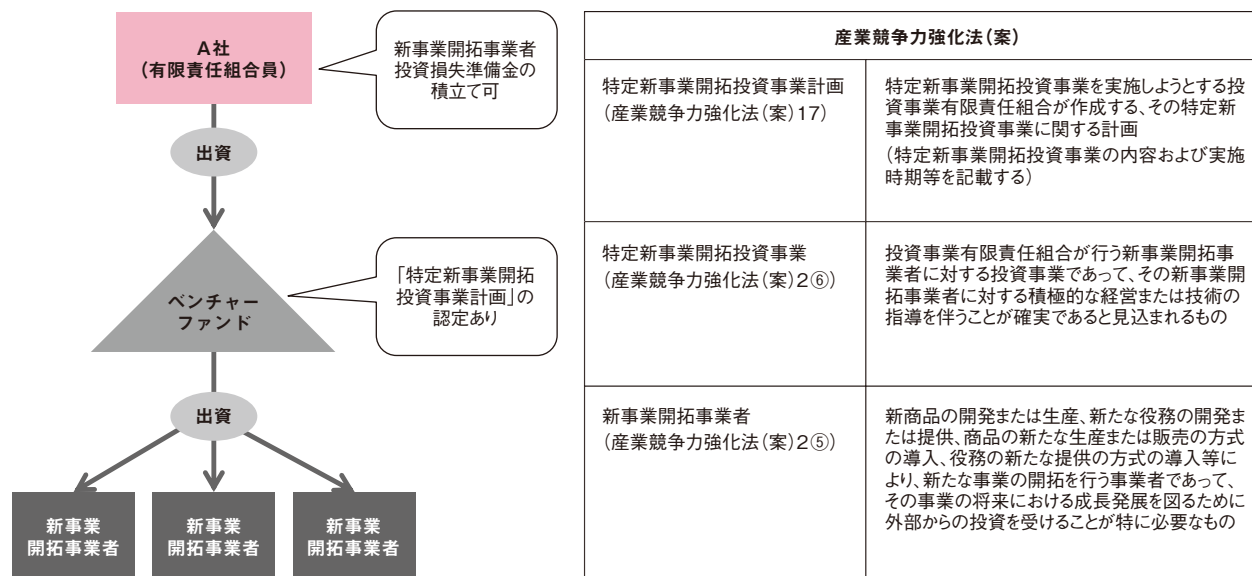
図表15 特定事業再編投資損失準備金の積立て

対象法人	産業競争力強化法の施行日から2017年3月31日までに同法に規定する特定事業再編計画の認定を受けた青色申告法人
特定株式等	- 設立もしくは資本金の額等の増加に伴う払込み、合併、分社型分割または現物出資に伴い取得する特定会社の株式 - 特定会社に対する貸付金に係る債権
適用事業年度	特定株式等の取得の日を含む事業年度
積立金額のうち、損金算入限度額	特定株式等 ^{(*)1} の取得価額 × 70% ^{(*)2} ^{(*)1} 積立期間内において取得（その特定事業再編前の取得を除く）をし、かつ、その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有しているもの ^{(*)2} その特定事業再編をした最初の事業年度においては、その特定事業再編前からその最初の事業年度終了の日まで引き続き有している特定株式等の帳簿価額の70%相当額を含む
積立期間	対象法人がその特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後10年を経過する日（その特定会社が、同日までに3期連続で営業利益を計上した場合には、その営業利益を計上した最後の事業年度終了の日）までの期間

図表16 登録免許税の軽減

登記の種類		課税標準	本則税率	特例税率
株式会社の設立または増資		資本金（増資）の額	0.7%	0.35%
合併による株式会社の設立または増資		資本金（増資）の額	0.15%	0.1%
	消滅会社の資本金の額として一定の額を超える部分	資本金（増資）の額	0.7%	0.35%
分割による株式会社の設立または増資		資本金（増資）の額	0.7%	0.5%
法人の設立等の場合の所有権の移転	不動産	不動産の価額	2.0%	1.6%
	船 舶	船舶の価額	2.8%	2.3%
合併による法人の設立等の場合の所有権の移転	不動産	不動産の価額	0.4%	0.2%
	船 舶	船舶の価額	0.4%	0.3%
分割による法人の設立等の場合の所有権の移転	不動産	不動産の価額	2.0%	0.4%
	船 舶	船舶の価額	2.8%	2.3%

図表17 新事業開拓事業者投資損失準備金 - 事例



図表18 新事業開拓事業者投資損失準備金の積立て

対象法人	特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合に係る契約を有限責任組合員として締結している青色申告法人で、その認定を受けた日以後にその投資事業有限責任組合に出資をしたもの (その法人が適格機関投資家(その投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時点における「その他有価証券」である株式等の帳簿価額が20億円以上であるもの)である場合には、その投資事業有限責任組合に対する出資予定額が2億円以上であるものに限られる)
対象となる投資事業有限責任組合	産業競争力強化法の施行日から2017年3月31日までの間に、同法に基づき特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合
適用事業年度	認定を受けた日からその投資事業有限責任組合の存続期間 ^(*) 終了の日までの期間内の日を含む各事業年度 (*) 経済産業省の資料「民間投資活性化等のための経済産業関係税制改正の概要」によると、10年間が想定されていると考えられる
積立金額のうち、損金算入限度額	新事業開拓事業者の株式等 ^(*) の期末帳簿価額 × 80% (*) 認定を受けた日からその投資事業有限責任組合の存続期間終了の日までの期間内において取得をしたもの

7. ベンチャー投資促進税制の創設

産業競争力強化法の制定に伴い、法人が特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合を通じて、新事業開拓事業者の株式等を取得した場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、新事業開拓事業者投資損失準備金を積み立てたときは、その積立てを税務上認めることとする制度が設けられます。これは、民間企業からのベンチャーファンドへの投資を促進し、ベンチャーファンドによるベンチャー企業への支援を活性化することを目的とした税制です。

具体的な制度の内容は図表17および図表18に示すとおりです。

この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度に全額を取り崩し、益金に算入することとなります。つまり、投資事業有限責任組合の存続期間終了まで、毎年洗替えが行われます。

この制度は、2014年4月1日以後に終了する事業年度について適用される予定です。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 税理士法人
タックス・テクニカルセンター

パートナー・税理士
村田 美雪
Tel: 03-6229-8044
miyuki.murata@jp.kpmg.com

マネジャー・税理士
山崎 沙織
Tel: 03-6229-8256
saori.yamazaki@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.